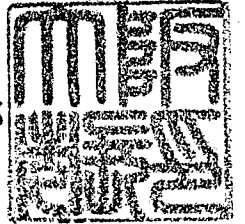


大財第12号  
令和4年5月23日

大阪市会議長 丹野壮治様

大阪市長 松井一郎



答弁書の提出について

令和4年5月16日付で貴職から送付のあった木下吉信議員提出の質問主意書に対し、大阪市会会議規則第58条の規定により、別紙のとおり答弁書を提出します。

令和4年5月16日付け、大市会第31号により送付のあった  
質問主意書に対する答弁書について

令和4年5月16日の質問主意書①について、以下のとおり回答いたします。

Q1

ドバイ出張者の氏名と所属役職名及び出張命令書に基づく出張中の担当業務を教えてください。

Q2

出張者全員の出張期間中の業務行程表及び各人の出張報告書を添付してください。

Q3

出張者全員の出張関係費（日当・宿泊費含む）の明細を教えてください。（府の負担分、市の負担分をそれぞれ明示願います。）

Q4

出張中の共通経費について府と市の負担額を項目ごとに明示してください。（現地への土産代、移動のための交通費、関係者との打ち合わせ飲食費等）

A1～A4

上記Q1～Q4について、別途、情報提供します。

Q5

今回、開催地の市長として松井市長が出張される事になったのは、どういう理由があったのか、その論拠を教えてください。

私が調べた限り過去の万博で開催地の市長村長が出張された記録が見当たらず、松井市長が公費で出張される必要性についてご答弁頂きたく存じます。

A5

大阪・関西万博は、大阪の成長・発展の起爆剤となるものであり、誘致段階から府市一体となって取組みを進めてまいりました。

今回のドバイ出張についても、府市一体の参加招請活動として、ドバイ万博会場に多くの国の政府要人が集まるBIEデーや閉幕式において、

大阪府知事と手分けしながら、より多くの国に対し、大阪の魅力PRを行い、大阪・関西万博への参加を呼びかけるために行ったものです。

令和4年5月16日付、大市会第31号により  
送付のあった質問主意書に対する答弁書

令和4年5月16日の質問主意書②について、以下のとおり回答いたします。

Q 1

平成24年11月16日に入札の実施要領は配布され、12月5日に入札及び開札が行われています。

わずか3週間足らずの期間で、現地見学会や質問の受付や回答など極めてタイトなスケジュールで入札が行われたと思うのですが、市有地の賃貸借契約に伴う手続きとしては、3週間という期間は通常通りのスケジュールで執行されたと理解して良いのでしょうか？

入札や契約に詳しい知識を持ち合わせておりませんのでご教示下さい。

A 1

賃貸借契約に伴う手続きについては、現地見学会、質問受付・回答等の期間を考慮し、設定した期間で対応可能であることから、市有財産賃貸借の条件付一般競争入札を執行しました。

Q 2

貸付地積が実測で49996.15㎡となっており、約5万㎡の用地が予定価格月額55万円と記されております。

この55万円の根拠をお示し下さい。

A 2

予定価格については、不動産鑑定士による鑑定評価額を採用しています。

Q 3

結果的に応札した業者は何社だったのですか？

A 3

1社です。

Q 4

落札金額を教えてください。

A 4

落札金額は、月額550,001円です。

Q 5

平成24年12月26日付で、伸和工業(株)と日光エネルギー開発(株)の連合体と賃貸借契約が締結されました。

しかしながら、翌25年10月28日付で事業継承にかかる賃借権譲渡承認が認められ、連合体組織から合同会社組織に変更されました。契約から10ヶ月後の事です。

構成員は伸和工業(株)と日光エネルギー開発(株)のままで、組織体が連合体から合同会社に変っただけです。

連合体組織と合同会社組織とは何がどう違うのか解り易く説明して下さい。

また、なぜ変更する必要があったのですか？

事業継承にかかる賃借権譲渡承認と記されていますが、誰が承認するのですか？

A 5

連合体は、複数の法人が構成員となっている組織であり、合同会社はその構成員が業務執行社員として参画する一つの法人の組織です。

本件は、伸和工業(株)と日光エネルギー開発(株)の連合体と契約を締結し、その後、連合体より、合同会社の成立に伴う事業継承の承認依頼があったことから、契約書に基づき、市有財産の賃借権の譲渡承認を行ったものです。

譲渡承認は、書面により当時の大阪市港湾局長が行っております。

Q 6

平成25年10月28日付の賃借権譲渡承認から9ヶ月後の平成26年7月31日には、日光エネルギー開発(株)が退社して上海電力日本(株)が加入し、伸和工業(株)とともに代表社員として就任されています。

これら一連の流れを検証してみると、入札当初から上海電力日本(株)を参入させる為の手続きを進めていたのではないかとも思うのですが、契約を含めて一連の手続きに問題はなかったのでしょうか？

A 6

一般競争入札により事業者を選定し契約を行っていること、合同会社への変更や上海電力日本(株)の加入については、契約当事者としての同一性や事業の継続性の観点から問題ないと判断し、契約書に基づく手続きを行っております。

Q 7

参考までに教えていただきたいのですが、上海電力日本(株)という会社は本市における入札参加資格を有する企業なののでしょうか？ご答弁下さい。

A 7

本件は土地の賃貸借契約の入札をおこなったものであり、本市の公共工事等の入札参加資格は必要としていません。

なお、入札参加資格とは、一般的に公共工事の一般競争入札等に参加するための資格であり、上海電力日本(株)は、本市における入札参加資格を所有していません。

Q 8

今回の案件のように、短期間にコロコロと組織体の変更や代表社員の変更がまかり通るのであれば、当初の入札要件は全く意味を持たず、形式的な手続き論に終始するような印象すら持つのですが、私の理解が間違っているのであればご教示頂きたいと存じます。

市民の財産を賃貸する契約ですから厳格に運用して頂きたいと思うのですが、今後も同様の手続きを取る事で、契約の相手方が変わったりする事があるという事なののでしょうか？明確にお答え下さい。

A 8

土地の貸付けにおける相手方の変更につきましては、財産条例において原則として禁止されておりますが、例外的にこれを許容する判断を行う場合は、契約当事者としての同一性が維持されているかどうかに加えて、事業継続の観点から変更後の相手方が契約内容を適正に履行することが可能であるかどうかなどを十分考慮する必要があります。

その点、会社の組織を変更する場合や構成員を変更する場合は、基本的には契約当事者としての同一性が認められますものの、変更となる構成員によっては、事業継続の観点から問題が生じることも考えられます。

本件については、事業継続の観点からも問題はないものと考えていますが、今後は、契約条項において、協議事項として定め、事業の継続性を担保することをより明確にしていきたいと思います。

令和4年5月16日付、大市会第31号により  
送付のあった質問主意書に対する答弁書

令和4年5月16日の質問主意書③について、以下のとおり回答いたします。

Q1

港湾担当者からの説明によりますと、「昨年11月に武漢新港管理委員会からパートナーシップ港提携に関する申し入れがあった」との事ですが、いつ・誰から誰宛に・どういう形で申し入れがあったのでしょうか？

もし、依頼の文書があれば中国語版と日本語版の両方を添付願います。

A1

武漢新港管理委員会からは、令和3年11月5日に中国系船会社を通じて、大阪港湾局に問い合わせがあり、11月8日に案文の提示がありました。

Q2

11月の申し入れを受けてから12月16日の締結まで約1ヶ月でのスピード決裁で対応されたと思うのですが、申し入れから締結までの事務手続き上の決裁の流れについて日時を追ってご説明願います。

A2

令和3年11月5日に問い合わせがあり、11月8日に先方から案文の提示を受け、内容の精査を行ったうえで、12月3日に大阪港湾局案を先方に提示したところ、12月10日に了承する旨の回答があったことから、同日付けで決裁を行っています。

Q 3

コロナ禍で様々な人的・物的制限がある中、急いで締結しなければならない理由は何ですか？

A 3

武漢新港管理委員会から、武漢港のある湖北省が令和3年12月16日に東京都で開催する「2021中国湖北—日本経済貿易協力説明会」に合わせて締結を行いたいとの意向がありました。

大阪港湾局では、コロナ禍においても大阪“みなと”（大阪港・府営港湾）の港勢伸長につながる様々な取り組みを進めていますが、他のパートナーシップ港提携と覚書内容に大きな差異がないなど、短期間で検討や手続きを行うことができたことから、先方の意向に合わせた日程により締結を行ったものです。

Q 4

議会への説明については「12月16日にオンラインで締結式を行います」という内容で記者発表の説明だったと伺っており、改めてお尋ねしたいと思います。武漢新港とパートナーシップ港を締結する事で、大阪港湾局としてどのようなメリットがあるとお考えですか？

A 4

背後圏に多くの日系企業等が進出している武漢港と大阪港の間では、令和元年11月にコンテナ航路が開設されています。今回の提携により、大阪“みなと”の利用者や荷主に対し、より利便性の高いサービスや新たな輸送経路の選択肢を提供する可能性が広がることで、今後、取扱貨物量が伸長することを期待しています。



Q 5

大阪港では2019年に「台湾港」「広州市港務局」「山東省港口集団」と相次いでパートナーシップ港を締結しており、申し入れがあれば分け隔てなくどこの港であっても公平に引き受けるというスタンスで対応されるのでしょうか？

パートナーシップ港についての一定の条件や制約等があればご教示下さい。

A 5

大阪港湾局では、大阪港開港150年記念事業として開催したアジア国際港湾会議をきっかけに、上海港など従来からの姉妹港・友好港との交流を進めるとともに、大阪港の存在感を高め、港勢伸長につながるよう、成長著しいアジア諸港との交流を進めていくこととし、パートナーシップ港との提携に取り組んでおり、条件や制約は、設けておりません。

Q 6

そもそもパートナーシップ港について「締結する場合としない場合の対応の違いを解り易くご説明頂けないでしょうか？

パートナーシップ港の定義の解釈になるかもしれませんが、締結港と未締結港の違いについて、交易上のメリット等市民生活にとってどのような影響があるのか、大阪港湾局としてのご所見を賜りたいと存じます。

A 6

パートナーシップ港は、ビジネス面での協力や情報交換などにより、寄港航路の拡大や取扱貨物量の増加を主目的に締結しています。これにより、大阪“みなと”の国際競争力の強化を図り、背後に広がる府域、更には関西全体の経済の活性化や市民生活の向上に貢献してまいります。

差出人: [REDACTED]  
送信日時: 2021年11月8日月曜日 16:13  
宛先: 坂井 昭  
件名: Re: 武漢港とのMOU締結について  
添付ファイル: 关于武汉新港管理委员会和大阪港湾局之间合作框架协议书(中国語).docx; 关于武汉新港管理委员会和大阪港湾局之间合作框架协议书(日本語).docx

坂井様

毎度お世話になります。

架電にてお話しさせていただきました武漢新港管理委員会との

MOU 原案が現地からまいりましたので、弊社翻訳文と併せて送付申し上げます。

ご確認いただきたくお願い申し上げます。

MOU 締結につきましては、お話いたしました通り、

本年 12 月 16 日、アルカディア市ヶ谷にて湖北省政府と国貿促にて行われる MOU 締結式典(WEB)後、

同日本会場にて行いたく、考えております。

詳細につきましては追ってご相談させていただきます。

ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

シノトランスジャパン

[REDACTED]

# 关于武汉新港管委会和大阪 港湾局之间合作框架协议书

## 关于武汉新港管委会和大阪港湾局之间合作框架协议书

武汉新港管理委员会和大阪港湾局（以下简称双方），本着互惠互利原则，为促进由双方管理的港口之间的交流，还为了加强相互之间长期合作关系，达成以下合作协议。

### 第一条 合作目的

本协议书的目的是为共同促进双方港口的稳定持续发展，在双方港口的人流、物流、航线等各方面开展相互合作，为实现互惠互利而努力。

### 第二条 合作事项

1. 双方积极推进双方港口间的航线开通运行，为提供方便而优质的服务而共同努力。
2. 双方加强双方港口间有关海运的信息交流，为实现相关信息的共享而积极努力。
3. 双方加强双方人员及交流和互访，为培养港口方面的人才而努力。
4. 根据社会形势和实际需要，其他经双方协商而决定的事项。

### 第三条 关于合作事项的会议

双方根据需要召开会议，协商决定本协议书中规定的合作事项。

#### 第四项 设定联系方式

双方为了认真完成合作事项，签订本协议后，迅速指定联系方式和联络人，以书面形式通知联系人姓名、部门、联系方式等信息。另外，该内容有变化时，应及时通知。

#### 第五条 开始发生法律效力日期及终止日期

本协议书自双方签字之日起发生法律效力，期限为两年，期满后经双方协商可延期协议书。有效期限内，有某一方想终止本协议时，以书面形式向对方通知之日起，三个月后失效。

本协议书用汉语和日语各起草 2 份，两者各执一份，其均具有同等效力。

签字:

签字:

本协议书于 2021 年\_\_\_\_月\_\_\_\_日，在\_\_\_\_\_签署。

# 武漢新港管委會と大阪港湾局の 協力に関する枠組み協定

## 武漢新港管委會と大阪港湾局の協力に関する枠組み協定書

武漢新港管委會と大阪港湾局（以下双方という）は、相互利益の原則に基づき、双方が管理する港湾間の交流を促進し、長期にわたる相互協力関係を強化する為に、以下の通り合意する。

### 第一条 協力の目的

本協定の目的は、双方の港の安定的かつ持続可能な開発を共同で促進し、双方の人の交流、物流、航路およびその他の側面において相互に協力し、相互利益を達成するものである。

### 第二条 協力事項

1. 双方は、便利で質の高いサービスを提供するために両港間の航路の開通と運営を積極的に推進する。
2. 双方は、両港間に関連する情報の共有を積極的に行う為、海運に関する情報交換を強化する。
3. 双方は、人員と交流および訪問を推し進め、港湾における人材の育成に努力する。
4. 社会情勢やニーズに応じ、その他の事項については双方の協議を経て決定する。

### 第三条 協力事項に関する会議

双方は、本協定書に規定された協力事項について決定するために、必要に応じて会議を開催する。

### 第四条 連絡先の配置

協定事項を誠実に遂行するために、本協定書に署名後、双方は、連絡先情報および連絡先担当者を迅速に指定し、連絡先担当者の氏名、部門、連絡先情報およびその他の情報を書面で通知する。また、内容に変更があった場合は、速やかに通知することとする。

### 第五条 開始日と有効期限

本協定書は、双方が署名した日から2年間有効とする。契約満了後、双方の協議を通じて契約を延長することができる。有効期間内に、一方の当事者が本協定を終了したい場合、その旨を書面で通知した日から3か月後に無効になるものとする。

本協定は中国語と日本語それぞれ2通作成し、双方がそれぞれ1通ずつ所有し、またすべて同じ効力を有するものとする。

署名:

署名:

本協定は 2021 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日, \_\_\_\_\_ にて署名。

(参考)

## 大阪市会会議規則（抄）

第 56 条 議員が執行機関等に文書質問をしようとするときは、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の主意書を受理したときは、これを該当執行機関等に転送する。

第 57 条 議長において不相当と認めた文書質問については、議長は、その主意書を受理を拒むことができる。

2 議長は、受理しなかった文書質問について、その議員から異議の申立があったときは、これを受理するかどうかを市会にはからなければならない。

第 58 条 執行機関等は、質問主意書を受け取った日から 7 日以内に答弁書を議長に提出しなければならない。その期間内に答弁書を提出できないときは、理由を明示することを要する。

2 答弁書が提出されたときは、議長は、直ちに質問した議員に交付する。